

教育に関する事務の点検及び評価報告書を作成



教育委員会では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、事務の管理や執行の状況について、点検と評価を行い、報告書を作成しました。

今後も効果的な教育行政を推進するため、毎年報告書を作成し公表します。

なお、この報告書は、教育委員会ホームページでご覧になれます。(ホームページアドレス: <http://www.hidakagawa-ed.jp/>)

■お問合せ 教育委員会 教育課 ☎22-8816

平成27年度 日高川町育英奨学生募集について

経済的理由により高等学校等の修学が困難な方に対して、就学の途を開くことにより、有用な人材育成に資することを目的に奨学金を無利子貸与します。

■出願資格

- ① 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方
- ② 貸与を受けようとする方、またはその親族が日高川町に3年以上住所を有していること
- ③ 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程、専門課程)、短期大学または大学(大学院を除く。)に在学中の方
- ④ 学資の支弁が困難と認められる方とは、本人と生計を同じくする父母、または生計中心者の総所得金額が下記に定める所得基準額以下の世帯です。

【所得基準額】 (単位:円)

	3人世帯	4人世帯	5人世帯
総所得金額	2,700,000	3,000,000	3,300,000
給与等収入額(参考)	4,050,000	4,425,000	4,800,000

※上記、給与等収入額(参考)はあくまで目安です。

④専修学校については、修業年限2年以上に限りです。



■貸与額

- ① 高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程) 月額 15,000円
- ② 大学・短期大学・専修学校(専門課程) 月額 20,000円

■提出書類

- ① 日高川町育英奨学生願書(様式第1号)
 - ② 父母または生計中心者の所得証明書(給与所得にあっては源泉徴収票の写し)
 - ③ 世帯全員の住民票
(提出された書類は返却できません)
- ※願書については、教育委員会教育課に備えています。また、教育委員会ホームページにも掲載しています。(ホームページアドレス: <http://www.hidakagawa-ed.jp/>)

■出願期間 平成27年1月8日(木)～平成27年1月30日(金)

■提出先

〒649-1323 日高川町小熊2416 日高川町教育委員会 教育課
(郵送での提出は、1月30日まで必着とします)

■貸与決定

選考委員会に諮り2月中に決定し、選考結果については出願者全員に通知します。

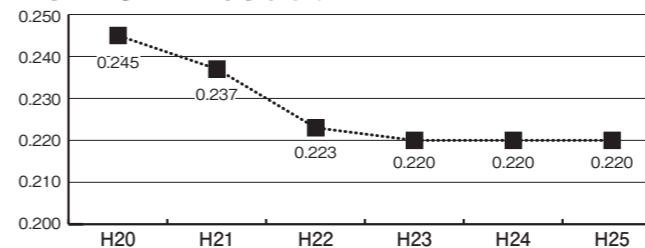
■貸与人数

平成27年度の奨学金貸与人数は若干名とします。

■お問合せ 教育委員会 教育課 ☎22-8816

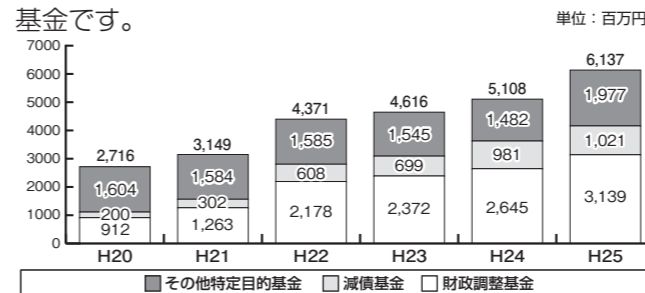
■財政力指数の状況

財政力指数とは、町の財政力、町の体力を示す指標で、標準的な行政運営に必要な経費を、どれだけ自前(町民税など)で調達できているかを示すものです。数値が「1.00」以上であれば、100%自分たちのお金で町の運営ができることを示します。日高川町の場合、4分の1程度の経費を自前で賄い、その他は国、県などに依存しているということになります。



■基金の状況

基金は、まちづくりのために貯めたお金のことで、代表的なものに財政調整基金、減債基金があります。財政調整基金とは、経済不況などによる大幅な税収減や災害の発生などによる思わぬ支出の増加に備えて、剰余金などを積立しておく基金で、減債基金とは借金返済のための基金です。



■健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年、「健全化判断比率」の4つの指標と「資金不足比率」を公表することになりました。比率が1つでも基準値以上となった場合は、健全化に向けた様々な取組み(健全化計画の策定、外部監査等)が、法律で義務付けられています。

平成25年度決算に基づき算定された日高川町の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりで、すべて基準値を下回っています。実質公債費比率が高い数値を示していますが、建設事業に係る地方債の発行額を抑制するなど、公債費負担の適正化に取り組んだ結果、平成19年度の23.9%をピークとして減少し23年度において起債が制限される18%を下回って以降徐々に減少しております。

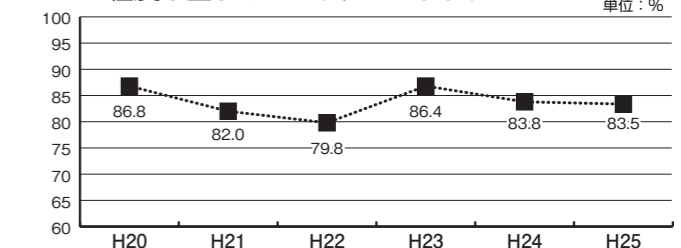
■健全化判断比率 (%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率(3年平均)	将来負担比率
日高川町	—	—	16.7	69.3
早期健全化基準	(14.37)	(19.37)	(25.00)	(350.00)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.00)	

※()内は、早期健全化基準及び財政再生基準 ※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」表示

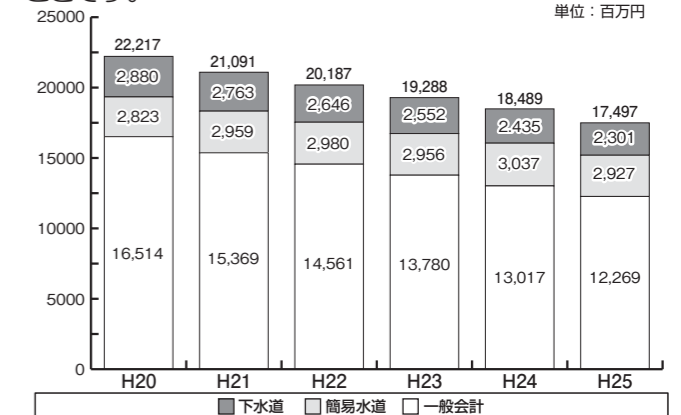
■経常収支比率の状況

経常収支比率とは、町の財政の弾力性、お金の使いみちの自由度を表す指標で、毎年常に必要な費用(人件費、扶助費、公債費など)に対して、毎年常に入ってくるお金(町税、普通交付税など)でどれだけまかなえているかを見る比率です。比率が低いほど、自由に使えるお金も多いため、柔軟で弾力的な財政運営ができます。一般的に75%程度が望ましいとされています。



■地方債残高の状況

地方債は、色々な施設整備などのために借りたお金のことで、



■資金不足比率 (%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
簡易水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20%
下水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20%

※資金不足額がない場合は「—」表示

用語解説▶▶▶

- **実質赤字比率**…そのまちの中心となる会計である一般会計等の実質的な赤字の割合を指標化したもの
- **実質公債費比率**…毎年安定して入ってくる収入が、借入金の返済にどれだけ使われているかを示す指標で、高いほど返済にまわすお金が多いということになります。
- **資金不足比率**…簡易水道、下水道事業など公営企業の資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化したもの
- **連結実質赤字比率**…そのまちの全ての会計の実質的な赤字の割合を示したもの
- **将来負担比率**…一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの